

第17回金融審議会金融分科会第一部会資料

外国為替保証金(証拠金)取引の現状と問題点

平成 16 年 5 月 26 日
株式会社外為どっとコム
特別顧問 酒匂 隆雄

取引会社として必要と思われる規制

米国、英国並みの勧誘に関する厳しい法規制

理由 被害者のほとんどがテレコールや戸別訪問による勧誘をその契機としているため。

【参考】

英国:

FSA ルールではハイリスク金融商品の電話・訪問による勧誘を原則禁止している。

米国:

1991年電話消費者保護法等により、電話等による不招請勧誘を規制している。

資本金規制

理由 最低資本金規制(例:証券会社...最低 5000 万円)の導入により、経済的基盤に乏しい(=経営破綻の可能性の高い)企業の参入を抑制 一般投資家の保護につながる

レバレッジ(取引倍率)規制

理由 現在、海外IB(イントロデュースング・ブローカー)系取引会社など最高で200倍前後もの取引倍率。この場合、50銭以上の値動きで評価損が投下資金を上回る。投資家のリスク軽減のため、レバレッジの上限を10~15倍程度とした規制

【具体例】

投下資金 100 万円をすべて取引保証金に充てて、ドル円を買った場合。

(現在 1 ドルが 110 円と仮定し、相場が 109.50 に下落)

- 取引会社 A(100 万円で、10 万ドルの取引が可能 = レバレッジは約 11 倍)

10 万ドル × (110.00 - 109.50) = 5 万円 (5% の損失)

- 取引会社 B(100 万円で、200 万ドルの取引が可能 = レバレッジは 220 倍)

200 万ドル × (110.00 - 109.50) = 100 万円 (100% の損失)

信託などによる完全分別管理の義務化

理由 顧客の預かり金の流用防止や、取引会社の破綻時における顧客資産の保護のため

国内法が適用できない海外IB(イントロデュースング・ブローカー:海外取引会社への仲介形式)取引の規制

理由1 現状は代理店方式などで誰でも参入できてしまうため、明らかに顧客資産を狙った悪意を持つ者が容易に参入しやすい

理由2 顧客と海外IBとの相対取引であることにより、取引の相手方となる海外IBの信用

状況等により顧客資産が損失を被ることがあります。海外IBの経営が破綻した場合等においては、その一部又は全部が返還されない可能性があります。取次店はあくまでも取次で顧客の資産は海外IB自身の財産として管理されています。

海外口座からの送金、出金の規制

理由 海外口座との資金のやり取りが、結果として一部顧客のマネーロンダリングや脱税の一助となっている可能性があるため

[参考] 2004年現在、500万円相当を超える額の海外口座との資金授受は届出義務あり

(証券会社に準ずる)法定帳簿の保管

理由 対顧客送付書類を法定帳簿として規定し、保管義務を課すことにより、過去の売買や入出金の記録を明確なものにする(証券会社は10年の保管義務)

顧客のポジションを完全にカバーする体制

理由 顧客と取引会社との利益が相反しないようにするため。カバー取引を実施しなかった場合、顧客の利益はそのまま取引会社の損失となることから、結果として出金拒否や出金遅延等のトラブルにつながる恐れがある。また顧客の損失が取引会社の利益になってしまうため顧客の損失を狙った無断売買が行われる温床になる

取引会社の自己売買の規制

理由 相場変動による取引会社の為替差損発生防止、ひいては取引会社の経営破綻の事前防止による顧客資産保護のため

取引レートの「2ウェイ」(売り・買い両レートの同時提示方式)による提示義務

理由 顧客に不利となるような恣意的なレート操作の防止のため

適正なマージンコール、ロスカット制度の適用

理由 顧客の資産が50%減少した段階でポジションの縮小や追加入金を促すと共に、80%程度まで減少した時点で強制的に取引を終了させるなどして、投下資金を上回る損害が極力発生しないようにする

取引レートの過去データの開示

理由 取引所がないため、レートの過去データの開示がなければ、不透明、不正な取引が可能。公開している会社はほとんどないのが現状

「外為どっとコム」が投資者保護の観点で具体的に行なっている措置

- ・ 電話・戸別訪問による勧誘の禁止
- ・ 顧客の売買を誘導する原因となるため、顧客への相場観の提供を禁止
- ・ 外国為替セミナーを全国各地で開催、為替取引のしくみやリスクに関する勉強会を通じ、一般投資家に商品の内容やリスクの説明を充分行なう
2003年 東京地区 75回 地方 11回 2004年 東京地区 78回 地方 16回
- ・ 為替相場の水準に合わせて取引保証金の額を変動させ、レバレッジを最大でも15倍以内に抑える
- ・ 顧客資産保全の観点から、信託勘定による顧客資産の分別管理を実施
- ・ 出金先預金口座を国内金融機関に限定し、マネーロンダリングを未然に防止
- ・ 自己売買を禁止し、顧客の注文は日本国内に本支店をもつ銀行・証券にフルカバーする
- ・ 売買レートを同時に提示し、正しい2ウェイプライスの取引を提供
- ・ マージンコールを顧客資産の50%減少時、ロスカットを顧客資産80%減少時に設定し、取引終了時に追加入金(追証)を伴わないような商品設計
- ・ 取引レートの過去データをすべて公開し、透明かつ公正なレート提示の事実を証明
- ・ 個人情報取扱についての社内体制の完備(個人情報取扱事業者保険への加入、プライバシーマークの取得など)
- ・ 取引単位の小口化(1,000通貨単位)による、顧客側の為替変動リスクの軽減
- ・ 社内のコンプライアンス体制の確立

苦情トラブルの具体的な内容

- ・ 外為どっとコムでは特になし
- ・ セミナー会場内に設置した「相談コーナー」に、他社との取引に関する一般投資家からの苦情多数(対応:地元弁護士会や消費者センターの紹介)

【相談内容】

- ・ テレコール・戸別訪問をきっかけに(半ば強引に口座を開かせられ)取引を開始し、その結果被害にあう。(そのほとんどを商品取引系、海外IB系の取引会社が占める)
- ・ パンフレットやホームページに「金販法を遵守している」あるいは「業界団体等に参加している」などと、あたかも金融庁のお墨付きを得たように宣伝広告をおこなっている業者が複数あるため、投資家が誤認して口座を開設、被害にあっている場合が多い。
- ・ 外国為替証拠金の資料請求や口座開設の後、その個人情報を基にした金・大豆・ガソリンなど商品先物の強引な勧誘により被害にあう
- ・ リスクの説明を充分行なわず「外貨預金と同じもの」などと勧誘する
- ・ 出金拒否、仕切り拒否、無断売買などによる被害
- ・ 電話取引特有の被害(提示レートの操作、経済指標発表時など相場の急変動中に業者の電話が混雑してつながらない、など)
- ・ 取引レートを公開せず、一方的なレートでの約定。

外為どっとコム 外国為替保証金取引の推移

	口座数	預り保証金（百万円）	月間取引量（億円）
2002年4月	647	903	172
2002年6月	801	986	236
2002年9月	1251	1233	442
2002年12月	1705	1805	814
2003年3月	2305	2778	2257
2003年6月	3081	3887	3498
2003年9月	3719	4798	2897
2003年12月	5595	6218	2054
2004年3月	6755	8017	7435